

静交令 4 第 31 号  
令和 4 年 11 月 2 日

手形交換参加銀行 殿

一般財団法人 静岡県銀行協会  
静岡手形交換所

### 静岡手形交換所の業務の終了について

標記の件、本日 11 月 2 日（水）をもちまして、当手形交換所は業務を終了致しました。これまで大過なく手形交換所の運営を続けることができましたことは、ひとえに手形交換参加金融機関、手形交換方および関係機関の皆様のおかげであり、厚くお礼申し上げます。

なお、静岡手形交換所事業は、業務終了後、保証金の返還、異議申立提供金の清算、手形交換所システムの撤去等の事後処理を行ったうえで、令和 5 年 3 月 31 日（金）をもって終了いたします。また、業務終了に伴う取扱い等につきましては、下記の静交通達文書をご参照いただき、ご不明点等がございましたら当協会担当者までお問い合わせください。

#### 記

1. 令和 4 年 5 月 11 日 静交令 4 第 3 号『「静岡手形交換所規則」等一部改正および「手形交換所の業務終了に伴う取扱い」策定の件』
2. 令和 4 年 8 月 18 日 静交令 4 第 21 号『静岡手形交換所事業終了に伴う諸対応について』
3. 令和 4 年 9 月 7 日 静交令 4 第 23 号『保証金の返還手続きについて』
4. 令和 4 年 10 月 14 日 静交令 4 第 30 号『静岡手形交換所事業終了に伴う取扱いについて（補足事項）』

以上

本件に関するお問合せ先 天野、赤堀  
E メール sba-2201@soleil.ocn.ne.jp  
電 話 054-252-0148